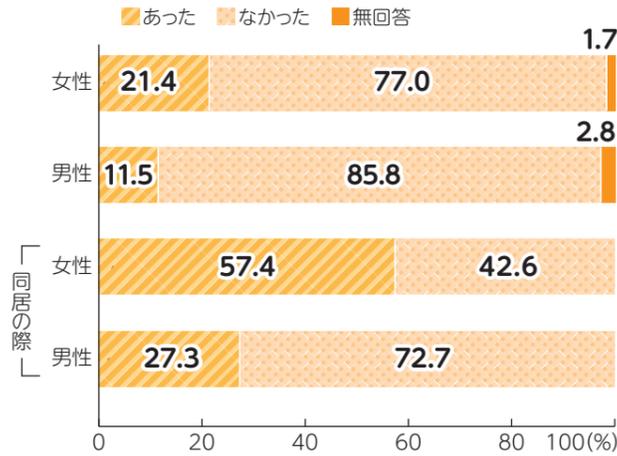


恋するあなたへ! 交際相手を「怖い!」と感じたことはありませんか?

男だから・女だからとか、年上だからとか、好きな人だからと、「イヤだな」と思うことを強要されても「怒らせたくない」とか「嫌われたくない」からと、相手の言いなりになっていませんか。交際中の人と、このような関係が繰り返される「デートDV」について、危険性やこういった被害にあわないための注意点などを紹介します。

●交際相手からの被害経験の有無

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書 概要版(平成30年3月)



デートDVとは
暴力によって、相手を一方的に我慢を強いらせたり、怖い思いをさせて、自分の思い通りにコントロール(支配)することをDVといえます。そして、恋人間のDVを「デートDV」と呼んでいます。
暴力の種類には、身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げる、首を絞めるなど)、精神的暴力(言葉で傷つける・脅す、監視する、過剰な嫉妬、他者との交流を制限する、頻繁な電話・メール・LINE・それをチャットする、物を壊すなど)、経済的暴力(プレゼントを無理やり買わせる、デート費用の強要、お金をたかる、巻き上げるなど)、性的暴力(キスやセックスを強要する、避妊に協力しないなど)があります。

また、DV加害者には、暴力的なときと優しいときの差が激しい人もおり、はじめは優しくても、徐々に暴力がエスカレートする場合があります。
デートDVにならないために
相手を尊重せず、自分の考えや価値観を押し付けるDVは、おとなだけの問題ではありません。未成年の高校生や大学生の恋人間でも起きています。そして、男性も女性も関係なく被害者になることがあり、DVはあきらかな「人権侵害」です。
お互いに相手を束縛せず大事に思い、イヤなことは「NO」と言え、相手の「NO」を受け入れる。

そんな対等な関係をつくるべく、ことが大切です。
もし、自分がDV被害にあったら
「あなたは決して悪くありません。自分を責めないでください。」辛かったり、どうしたら良いかわからないときは、一人で悩まず、友達や家族、学校の先生など周りの信頼できる人や、専門の相談機関に相談しましょう。

DVに関する相談窓口

- 大阪市配偶者暴力相談支援センター
☎06-4305-0100 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30～17:00
- 大阪府女性相談センター(大阪府配偶者暴力相談支援センター)
☎06-6949-6022 9:00～20:00(祝日・年末年始は休み)
☎06-6946-7890 24時間(365日対応)

女性の悩み全般に関する相談

- クレオ大阪(大阪市立男女共同参画センター)女性総合相談センター
 - 総合相談受付電話 ☎06-6770-7730(面接の予約、情報提供など)
 - 悩みの電話相談電話 ☎06-6770-7700
- 火～土曜日 10:00～20:30、日・祝日 10:00～16:00 ※クレオ大阪中央館の休館日をのぞく

料金受取人払郵便
大阪西局 承認
2275
差出有効期間 平成31年2月28日まで (切手不要)
大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター 行

楷書ではっきりとご記入ください。

ご住所 〒
お名前
年齢 歳

新着映像ソフト(DVD)をご紹介します

映像ソフトを用いた人権学習に取り組まれてはいかがでしょうか。さまざまな人権課題について、より認識を深めていただけるようパンフレット・冊子の提供をはじめ、映像ソフトの貸出しを行っています。学習会や研修会などにぜひご活用ください。映像ソフトは、ここに掲載したものの他にもさまざまなビデオやDVDがありますので、大阪市ホームページ(大阪市ビデオ・DVDで学ぼうで検索)をご覧ください。

タイトル	ジャンル
あした咲く「女性の人権」～ともに輝ける社会をめざして～	男女共同参画に関する課題
企業と人権 職場からつくる人権尊重社会	職場・企業などにおける課題
考えよう! ハラスメント vol.3 セクシュアル ハラスメント	男女共同参画に関する課題
障害のある子 障害のない子～ちがいを認めて助け合おう～	障がいのある人をめぐる課題
部落の心を伝えたい シリーズ第27巻 出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・高田美樹～	同和問題
部落の心を伝えたい シリーズ第28巻 夢のために ～闘い続ける家族・中山末男～	同和問題
マザーズ ハンド～お母さんの仕事～	人権とは
元気な職場をつくるメンタルヘルス 7 第1巻 ストレスチェックを活用したセルフケア	職場・企業などにおける課題
元気な職場をつくるメンタルヘルス 7 第2巻 部下が休職する前にできること～ラインケアに活かそう! ストレスチェック制度～	職場・企業などにおける課題
減らそう! セクシャル・ハラスメント～職場の風土を変えよう～	職場・企業などにおける課題
涙に浮かぶ記憶 一戦争を次世代へ伝えて	さまざまな人権課題

問い合わせ 大阪市人権啓発・相談センター(月～金 9:00～17:30)
☎06-6532-7631
貸出しを希望される方は、まずはお電話でご予約ください。

NPO法人の皆様へ

NPO法が改正され、平成30年10月1日から貸借対照表の公告が義務化されます。公告方法はお決めになりましたか? 貸借対照表の公告の方法について検討いただき、定款変更の総会議決や「定款変更届出書」の提出などの手続きを進めてください。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。
HP 大阪市ホームページ
http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000417263.html
問い合わせ 大阪市市民局総務部NPO法人担当
☎06-6208-9864(月～金 9:00～17:30)



「子どもの人権110番」強化週間 ～平日時間延長と土日の開催～

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方自治局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します(インターネットでも相談を受け付けています。)

ぜろぜろなのひやくとおぼん
0120-007-110
強化週間 8月29日(水)～9月4日(火)
受付時間 8:30～19:00
但し、9月1日(土)・2日(日)は10:00～17:00
この期間外も平日8:30～17:15は開設
相談内容 いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題
相談担当者 人権擁護委員、法務局職員
問い合わせ 大阪法務局人権擁護部 ☎06-6942-9496
法務省 子どもの人権110番 検索

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します
日常生活において「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたり、「法律ではどうなっているのか分からなくて困っている」ときなど、お気軽にご相談ください。

6月1日(金)	大阪役所 1階市民相談室
6月15日(金)	港区、東淀川区、旭区、阿倍野区
7月20日(金)	西区、天王寺区、西淀川区、住之江区
7月27日(金)	社会福祉法人豊里学園 (大阪市旭区太子橋1-16-24)

※上記以外の区役所の開催日については下記 問い合わせ まで
料金 無料
時間 大阪役所は10:00～16:00
区役所及び社会福祉法人豊里学園は13:30～16:00
問い合わせ 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
☎06-6208-7611 ☎06-6202-7073

「人権擁護委員」をご存知ですか?
人権擁護委員制度とは「人権擁護委員法」に基づき、基本的人権を擁護するために設けられた国の制度です。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか?

☑ 電子メールによる相談もできます!

大阪市にお住まいの方で、人権に関するご悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。まずはお電話を! 専門の相談員が対応します。

スマートフォン(パソコン) QRコード



ケータイQRコード



専門相談員による
人権相談

☎ 06-6532-7830
FAX 06-6531-0666

相談時間 月～金 / 9:00～21:00
日・祝日 / 9:00～17:30

※人権相談の受付は、相談時間終了の30分前までです。

※土曜日、年末年始(12/29～1/3)・施設点検日は休業

読者の「もっと知りたい!!」にお答えします!



はがきやウェブサイトでのアンケートからいただいた感想・ご意見をもとに、誌面には掲載しきれなかった情報や、読者の「もっと知りたい」情報を大阪市ホームページに掲載していきます。ぜひご覧ください。

また、これまで発刊した「KOKOROねっと」のバックナンバーについても、大阪市ホームページに掲載しています(平成22(2010)年6月発行No.5より)。過去に特集した内容やインタビュー記事などで、ご参考になるものがあるかもしれませんので、ぜひご覧ください。

もっと知りたい!!



KOKOROねっと
バックナンバー



大阪市人権啓発・相談
センター ホームページ



大阪市民局
Facebook



人権に関する作品募集事業

平成29(2017)年 人権啓発キャッチコピー入選作品をご紹介します。

昨年度、人権課題のテーマに沿った人権啓発キャッチコピーを募集しましたところ、6,700作品のご応募をいただきました。その中から入選作品の一部をご紹介します。



小学生(低学年の部)	勇気出せ 見て見ぬふりも いじめだよ	澤田 一利さん
小学生(高学年の部)	あいさつが クラスの空気 清浄機	くさちゃんさん
中学生の部	SNS 一度のせたら 消えないよ	廣田 小春さん
高校生の部	考えよう インスタ映えより プライバシー	米本 明香里さん
一般の部	女性の生き方、35億。	兜金 雅子さん

※その他の入選作品については、大阪市民局のホームページをご覧ください。

スマートフォン(パソコン) QRコード



ケータイ QRコード



ケータイ、スマートフォン(パソコン)などウェブサイトからも下記アンケートにお答えいただくことができます。専用フォームに入力するだけで簡単に応募できます。

大阪市人権啓発・相談センター

LINE@



友だち追加
ID・QRコード



大阪市の人権に関する取り組みや人権問題のトレンド・クイズなどを掲載しています。週1回配信しています!

@hlv4189u



アンケートに答えて「図書カード」をゲットしよう!! No.37
プレゼント付きアンケート!!

質問1

この情報誌を、どこで入手されましたか?
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)



- 1 1 駅構内 2 市・区役所 3 図書館 4 学校、職場
5 大阪市ホームページ
6 その他()

質問2

この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか?
(複数回答可)

- 2 1 巻頭特集(P.1～4) 2 ココロノコエ・森脇健児さん(P.5～6)
3 企業と人権(P.7) 4 大阪市からのお知らせ(P.8)
5 人権コラム・DV(P.10)
6 その他()

質問3

あなたは、人権について関心がありますか?

- 3 1 関心がある 2 すこし関心がある
3 あまり関心がない 4 関心がない

質問4

この情報誌を読んで人権への興味・関心がわき、理解に役立ちましたか?

- 4 1 とても役に立った 2 役に立った
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった

質問5

今後もこのような情報誌を読みたい(発行したほうが良い)と思いますか?

- 5 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない

質問6

この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。

- 6 いただいた感想・ご意見等について、無記名の情報として、本誌と大阪市ホームページ上に掲載する場合があります。掲載に同意される場合は右の□にチェック✓を入れてください! □

右のはがきまたは携帯電話などからも応募できます。アンケートの答えとはがき表面に必要な事項(ご住所・お名前・年齢)をご記入の上、はがきについてはキリトリ線にそって切り取り、ポストに投函してください(切手不要。応募はいずれかお1人1回)。抽選で図書カード(20名様に1,000円相当)をプレゼントします。なお、当選発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。応募期限:平成30(2018)年11月30日(金)

◆次回のKOKOROねっとNo.38は、平成30(2018)年12月発行の予定です。主な設置・配付場所:市役所、区役所、大阪メトロ駅構内、市立各図書館等